

平成 21 年 4 月 1 日

## 平成 21 年度における公共工事の入札・契約制度について

平成 21 年度における入札・契約制度のポイントについて、次のとおりお知らせします。

### (1) 発注者別評価点を用いたインセンティブ発注の導入

格付工種において発注者別評価点（主観点）を用いたインセンティブ発注を行います。

### (2) 総合評価落札方式による発注の拡充

総合評価落札方式による発注件数を拡大するとともに、簡易な施工計画を必要としない特別簡易型を導入します。

### (3) 予定価格の事後公表の試行継続

予定価格の事前公表と低価格競争との関連性の検証を進めるため、予定価格の事後公表について試行件数を拡大し、平成 20 年度に引き続き実施します。

### (4) 入札ボンド制度の試行継続

入札ボンド制度について、有効性を検証するため試行件数を拡大し、平成 20 年度に引き続き、競争が激しい工種の予定価格 1 億円以上の入札案件を対象に実施します。

### (5) 同種工事の施工実績及び技術者の経験の対象期間の延長

一般競争入札の入札参加条件としての同種工事の施工実績及び技術者の施工経験を過去 12 年間から 13 年間に延長します（19 年度から 1 年ずつ延長。最大 15 年間まで）。平成 21 年度は「平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した工事」が対象となります。

#### **適用時期**

- ・平成 21 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から適用します。
- ・その他の詳細は、個別工事の発注時の入札公告をご覧ください。

担当：行政運営調整局契約第一課  
電話 (671) 2244・2246